

判例第 35/2020/AL 号¹

ベトナム人が外国へ定住に行く前に農業土地を国内に居住する者に交付することについて

2020 年 2 月 05 日に最高人民裁判所裁判官評議会により通過され、最高人民裁判所の長官による 2020 年 2 月 25 日付決定第 50/QĐ-CA 号に従い公表された。

判例の源

ダックラック省における原告たるグイエンティKと被告たるグイエンティT間の「判決執行のために強制される財産についての紛争」という民事事件についてのダナンに所在する高級裁判所の 2018 年 8 月 6 日付監督審決定第 65/2018/GĐT-DS 号

判例の内容の位置

「裁判所の認定」という部分の第 4、第 5 段落

判例の内容の概要

- 判例の事実

ベトナム人が外国へ定住に行く前に農業土地を国内に居住する者に交付した。国内に居住する者は、当該土地を安定的長期に使用し、土地使用権証明書を発行された。

- 法的解決策

この場合、国内に居住する者は、適法な土地使用権を有するとしなければならない、裁判所は、土地返還請求権を認容しない。

判例に関する法令の規定

- 全国における農地管理の統一及び農地管理の強化についての政府評議会²による 1980 年 7 月 1 日付決定第 201-HĐCP/QĐ 号第 III 部第 3 節、第 V 部第 3 節

- 1987 年土地法第 14 条、1993 年土地法第 26 条、2003 年土地法第 38 条第 11 項、第 50 条 (2013 年土地法第 64 条第 1 項第 h 号、第 100 条が対応する)

判例のキーワード

¹ この判例は、最高人民裁判所法制及び科学管理局により提案された。

² 翻訳人による脚注：ベトナム語：Hội đồng Chính phủ

「外国に定住するベトナム人」、「国内に居住する者に対し使用するために農業土地を交付する」、「土地使用権証明書が発行される」、「土地使用権の返還請求」

事件の内容

2012 年 5 月 9 日付訴状及び訴訟過程において、原告たるグイエンティ K は次のとおり陳述した。1987 年にグイエンティ K・グイエンヴァン C 夫婦は、書面によりグイエンヴァン D (息子) に、東は L、西はグイエンティ E、南はトオン人³、北は国道第 14 号を接する土地を 5 サオー⁴ 贈与したが、1982 年、1983 年に D は、グイエンダン N 及びグイエンヴァン B にすべて譲渡した。その後、K は、D に対しまた隣接土地を 150 m² 贈与した。贈与する時は、書面を作成せず、2005 年に D に対し右の土地上の住宅を贈与した (D に贈与した住宅については、東は B、西と南は家族の残りの土地、北は国道第 14 号を接すると確認された)。2005 年、K は土地使用権証明書の発行を申請したため、2006 年 3 月 9 日に P 県人民委員会は土地使用権証明書を 2 つ発行した。一つは、グイエンティ K に対する、土地区画第 9A 号地図シート第 58 号に属す面積が 10,112.4m² である土地の土地使用権証明書第 AD 516166 号であり、使用目的は一年生樹木を栽培するためであり、試用期間は 2013 年までである。もう一つは、グイエンティ K・グイエン C に対する、土地区画第 9A 号地図シート第 58 号に属す面積が 300m² である土地の土地使用権証明書第 AD 516165 号であり、使用目的は都市での宅地のためである。2006 年 11 月に K は、土地上自宅を建てた状況に合わせると理由に土地使用権証明書の修正、再発行を申請したため、2006 年 11 月 24 日に P 県人民委員会は決定第 762/QĐ-UBND 号を発行し、土地使用権証明書第 AD 516165 号と第 AD 516166 号を撤回し、グイエンティ K・グイエン C に対し、新たな土地使用権証明書第 AG 680769 号と第 AG 680768 号を発行した。2009 年 6 月 19 日に、P 県人民委員会委員長は、決定第 1654/QĐ-UBND 号を発行し、グイエンヴァン D に土地使用権証明書を発行した土地の面積、土地区画番号を重ねて土地使用権証明書を発行したことを理由にグイエンティ K・グイエン C に発効した土地使用権証明書を撤回した。

K は、彼らに発行した土地使用権証明書を撤回した決定第 1654/QĐ-UBND 号を発行したことにつき、P 県人民委員会委員長に対し、行政事件を提起した。ブオンマトゥット県人民裁判所による 2010 年 6 月 11 日付第一審行政判決第 02/2010/HC-ST 号は、K の提訴請求を認容しなかった。ダックラック省人民裁判所による 2010 年 9 月 17 日付第二審行政判決第 07/2010/HC-PT 号は、第一審判決を修正し、K の提訴請求を認容した。第二審行政判決は、最高人民検察院長官により異議申し立てをされ、2011 年 11 月 15 日付監督審決定第 10/2011/HC-

³ 通訳人による脚注: ベトナム語: người Thượng

⁴ 通訳人による脚注: ベトナム語: sào (ベトナムの昔の面積の物理単位である)

GDT 号において、最高人民裁判所行政裁判所は、ブオンマトゥット県人民裁判所による 2010 年 6 月 11 日付第一審行政判決第 02/2010/HC-ST 号、ダックラック省人民裁判所による 2010 年 9 月 17 日付第二審行政判決第 07/2010/HC-PT 号を破棄し、再び第一審の審理を行うために事件の書類をブオンマトゥット県人民裁判所に交付するとした。事件を再び第一審の手続きに従って受理した後、ブオンマトゥット県人民裁判所は、K を 2 回適式に召喚したが、K が欠席したため、ブオンマトゥット県人民裁判所は、事件解決を中止した。

現在、K は D 夫婦に対し土地返還を請求するために民事事件を提起した。その理由は次のとおりである。2005 年に D は、1987 年の土地贈与書面の写しを使い、その上に土地の位置をすべて修正し、修正したものの写しを作成し、それを土地使用権証明書の発行申請のために申告書類として使用した。それと共に、D は書類の原本の喪失の証明を申請し、E 区人民委員会により認定された。これらの D による提出された書類に基づき、P 県人民委員会は、D に対し、面積が 4,925.5m² の土地の使用権証明書を発行した（地図シート第 58 号土地区画第 9A 号に属す面積が 300.5m² である土地の使用権証明書第 AD 579302 号、地図シート第 58 号土地区画第 9A 号に属す面積が 4,624m² である土地の使用権証明書第 AD 579313 号）。現在 K は、D 夫婦に対し 4,652.7m² の土地を（P 県人民委員会により 2010 年 1 月 24 日付決定第 4233/QĐ-UBND 号で回収された 272.8m² を差し引いた）返還するよう提訴した。K は、D 夫婦に対し 183.74m² の土地（以前に贈与した 150m² を含み、また住宅を立てたため 33.74m² を加えて贈与した）を引き続き使用させるが、裁判所に対し、P 県人民委員会が D・T 夫婦に発効した土地使用権証明書を取り消すよう請求した。

- 以前、グイエンヴァン D（現在は死亡した）・グイエンティ E は、次のとおり陳述した。1978 年、C・K 夫婦は、書面により彼らに対し、東は L、西はグイエンティ E、南はトゥオン民、北は国道第 14 号を接する土地を 5 サオー贈与した。しかし、1982 年に K は、N に土地を 1 サオー譲渡し、また 1985 年に C は、B に土地を 4 サオー譲渡したため、1978 年に彼らに贈与した土地の 5 サオーはなくなった。そこで、両親は土地の代替を承諾し、彼らに 5 サオーの隣接土地を贈与した。その後、両親はドイツへ定住に行った。

ドイツへ定住に行く前に、K は土地・住宅の書類をすべてグイエンティ E に預かった。2004 年に K が帰国した。2005 年に D・T 夫婦は、土地・住宅の書類を受取るために E に会ったが、E はそれらの写ししか渡せず、管轄機関の印鑑や認定がある書類は、K が持っている答えた。D 夫婦は、E が渡した書類の写しをさらにコピーし、P 県人民委員会による 1980 年と 1990 年のコーヒー栽培土地の交付決定と共に E 区人民委員会に持参し、土地使用権証明書の発行手続きを確認した。その際、土地・住宅の贈与書面の原本のどおり、1978 年に両親が D 夫婦に 150m² の住宅及び 3.5 サオーの果樹を植える土地を贈与したと証明する K と家族の兄弟の署名

が必要であると案内された。その後、D は、K に上記のことを伝え(そのとき、C は死亡した)、K は、1978 年に D 夫婦に当該住宅と土地を贈与したとの確認書に署名し、この確認書には、グイエンヴァン DD(現在は死亡した)とグイエンティ E の署名もあった。この確認書を基礎に、2005 年 12 月 26 日に P 県人民委員会は、D 夫婦に対し、地図シート第 58 号土地区画第 9A 号に属す面積が 300.5m² である宅地の土地権利証明書第 AD 579302 号、地図シート第 58 号土地区画第 9A 号に属す面積が 4,624.9m² である農業土地の土地権利証明書第 AD 579313 号を発行した。

しかしながら、その後、2006 年 3 月 9 日に P 県人民委員会は、K に対し、一年生樹木を栽培するための地図シート第 58 号土地区画第 9A 号に属す面積が 10,112.4m² である土地の土地権利証明書第 AD 516166 号を発行し、K・C に対し都市での宅地のための地図シート第 58 号土地区画第 9A 号に属す面積が 300m² である土地の土地権利証明書第 AD 516165 号を発行した。それは、D 夫婦に使用権利証明書を発行した土地の面積に重ねたものである。しかしながら、これらの誤りを発見したため、2006 年 11 月 24 日に P 県人民委員会は、C・K に発効した土地権利証明書を撤回する決定第 762/QĐ-UBND 号を発行した。

現在、D 夫婦は、K の提訴請求を認めないと共に次の事実を陳述した。上記の土地の 2 スロットにつき、A 銀行に対し、3,000,000,000 ドンを借りるために、抵当権を設定した。また、そのローンを返済できなかったため、銀行は提訴し、裁判所は事件を解決し、判決執行機関は判決執行のための競売を行った。そのため、裁判所に対し法律の規定に従い解決するようを申し立てる。

関連する権利義務を有する者である P 県人民委員会の代表は、D・T 夫婦に対する土地権利証明書の発行の手順、手続きは適法であると陳述した。

関連する権利義務を有する者である A 銀行の代表は、銀行と D・T 間に締結されたローンの貸付契約は善意であり、法律の規定に従い担保取引が登記されたと陳述した。

- 2013 年 9 月 6 日付第一審民事判決第 124/2013/DS-ST 号において、ダックラック省ブオンマトゥット県人民裁判所は、原告の提訴請求を全部棄却した。

- 2014 年 1 月 14 日付第二審民事判決第 07/2014/DSPT 号において、ダックラック省人民裁判所は、第一審判決を修正し、原告の提訴請求を全部認容し、D・T 夫婦が(K が任意に D に贈与し、D は住宅を建てた 183,74m² の土地を除き)K に土地返還をすべきであるとし、P 県人民委員会が D・T 夫婦に発効した土地権利証明書を取消した。

D 夫婦、A 銀行と H(銀行と D 夫婦間の金融契約と土地権利証明書の紛争を解決した、ダックラック省人民裁判所による 2011 年 6 月 17 日付当事者間の合意を認める決定第 47/2011/QĐST-KDTM 号に従い、競売の落札者である)は、監督審の申立てをした。

- 2014 年 9 月 16 日付決定第 343/2014/KN-DS 号で、最高人民裁判所の長官は、監督審手続に従いダックラック省人民裁判所による 2014 年 1 月 14 日付第二審民事判決第 07/2014/DSPT 号に対し異議申し立てをした。最高人民裁判所の長官は、第二審判決と第一審判決を破棄するよう監督審の審理を行い、再審理するために、事件の書類を第一審裁判所に交付しようと申立てた。2014 年 11 月 24 日付監督審決定第 461/2014/DS-GDT 号、最高人民裁判所民事裁判所は、第一審判決、第二審判決を破棄し、次の認定(概要)に基づき、再び第一審を行うために事件の書類をブオンマトゥット県人民裁判所に交付した。

+ 生きている間、C・K 夫婦は 29,418.27m²の土地を使用していた。1983 年にドイツへ定住に行くため、子たちに土地を交付し、D 夫婦は、その一部を使用させられ、2005 年のおわりに 4,924m²の土地(宅地が 300.5m²と農業土地が 4,624.9m²からなる)に対し土地使用権証明書を発行された。2004 年は K が帰国した。2006 年に K は、D 夫婦が使用しており、土地使用権証明書が発行された土地を含み土地使用権証明書が発行された。しかし、その後人民委員会は、誤りを発見し、K に対する発行した土地使用権証明書を取り消す決定を発行し、D 夫婦に対する土地使用権証明書の発行は適法であるとした。このように、紛争となった土地面積は、従来 K・C のものであったが、彼らは外国に行き、1983 年から D 夫婦に使用のために交付し、D 夫婦は、2005 年に土地使用権証明書を発行された。また、4,624.9m²の農業土地については、D 夫婦に交付しなければ国家により回収されたものである。300.5m²の宅地は、K が D に 150m² 贈与し、残部は、C の相続財産であるため、K は返還を請求することができない。

+ 他方で、2009 年に D 夫婦は、ローンを借入れるために銀行に対し土地に抵当権を設定したが、借金を返済することができなかったため銀行は提訴し、裁判所はそれが解決し、判決執行機関は判決執行のための競売を行った。第二審裁判所が D 夫婦に対し土地の全部(D が住宅を建てた 180m²の土地を除き)を返還すべきとしたのは、正確ではなく、銀行と H(土地の落札者)の適法な権利・利益を保障することができない。

- 2014 年 1 月 14 日付第一審民事判決第 98/2014/DS-ST 号において、ブオンマトゥット県人民裁判所は、原告の提訴請求を全部棄却した。

- 2016 年 1 月 11 日付第二審民事判決第 06/2016/DS-PT 号、ダックラック省人民裁判所は、上記の第一審判決を維持すると決定した。

第二審の審理を行った後、K は、ダックラック省人民裁判所による 2016 年 1 月 11 日付第二審民事判決第 06/2016/DS-PT 号に対し、監督審手続きによる異議申し立てを求める届けが出した。

- 2017 年 2 月 7 日付異議申し立て第 11/2017/KN-DS-VC2 号において、ダナンに所在する高級人民検察院の長官は、ダナンに所在する高級人民裁判所裁判官委員会に対し、ブオン

マトゥット県人民裁判所による 2014 年 1 月 14 日付第一審民事判決第 98/2014/DS-ST 号とダックラック省人民裁判所による 2016 年 1 月 11 日付第二審民事判決第 06/2016/DS-PT 号を破棄するよう監督審の審理を行うと申立てた。その理由は次の通りである。

＋土地使用权証明書発行の申請のための申告過程において、グイエンヴァン D は、1978 年 1 月 2 日付土地住宅の贈与書面の写しを使用し、偽造書面(接する四面を修正した)を作成し、農民連盟会⁵会長であるグイエンヴァン S と E 区人民委員会委員長による 1983 年 11 月 25 日付認証(土地贈与日から 5 年以上)を加えた。このことは、違法である。P 県人民委員会は、2005 年 12 月 26 日に地図シート第 58 号土地区画第 9A 号に属す面積が 300.5m²である土地につき土地使用权証明書第 AD 579302 号、地図シート第 58 号土地区画第 9A 号に属す面積が 4,624m²である土地につき土地使用权証明書第 AD 579313 号を D に発効することは正確ではない。他方で、農民連盟会 会長であるグイエンヴァン S と E 区人民委員会委員長は、1978 年 1 月 2 日付土地住宅の贈与書面に 1983 年 11 月 25 日を記入し認証したにもかかわらず、第一審裁判所と第二審裁判所は、それを確認をせず、これらの者の陳述をとらない。それにより、事件を完全に明確にされていない。

＋被告は、次のとおり陳述した。1982 年にグイエンティ K は、グイエンダン N に対し、被告の夫婦に贈与した土地の中の 1 サオー譲渡した、また 1985 年に C はグイエンヴァン B に土地を 4 サオー譲渡した。C・K が土地を譲渡した後、T 夫婦に対し 5 サオーの隣接土地を贈与した。1978 年に C・K 夫婦が被告らに贈与した土地については、各面の隣接がわからなかったため、C・K はそれを贈与書面に記載しなかった。その土地を上記のように譲渡された後、C・K により新たに隣接土地を 5 サオー贈与されたため、その時被告らは、B を接し、家族の土地に接すると記載し、ダックラック省分化ティー⁶に属す国営映画館⁷、E 区の団体農民協会⁸の認証を申請した。

しかし、土地の譲渡書面には D が直接に N と B に土地を譲渡したと表している。土地の贈与については、K により提供された原本と被告により提供された写しという証拠のいずれも、当該土地は各面の隣接が明確であったが、写しは各面の隣接が修正されたのであり、空白にされたのではないと表している。また、T により陳述された、C・K が 5 サオーの土地を譲渡した後に、再び隣接の 5 サオーの土地を贈与したことは、証拠がないため、根拠のないことである。

被告は、K が 2005 年 10 月 15 日付届けを作成し、1978 年に T 夫婦に対し住宅及び数

⁵ 翻訳人による脚注: ベトナム語: Hội Liên hiệp nông dân

⁶ 翻訳人による脚注: ベトナム語: Ty văn hóa

⁷ 翻訳人による脚注: ベトナム語: Quốc doanh chiếu bóng

⁸ 翻訳人による脚注: ベトナム語: Hội nông dân tập thể

サオーの果樹の栽培土地を贈与したと認証したとも陳述した。K と家族の兄弟であるグイエンヴァン DD(2008 年に死亡した)、グイエンティ E のいずれも、上記の写しにより住宅土地の贈与書面を適法化するために認証をした。しかし、右の届けからすると、K は 150m² (5m x 30m)の土地スロットの上に建てられた 100m² (5m x 20m)の住宅の贈与にしか認証しないと明らかであり、T 夫婦に対し、数サオーの果樹栽培土地を贈与したことを認証する内容は存在しない。

訴訟についてである。2005 年に D・T 夫婦は、K・C により 1978 年 1 月 2 日に贈与された土地ではなく、他の土地に対し土地使用権証明書の発行を申請した。しかし、C は 1988 年に死亡したため、この時点では K と C・K の子の 14 名に対する相続権が発生した。第一審裁判所、第二審裁判所が、これらの者を関連する権利義務を有する者として訴訟に参加させないことは、2004 年民事訴訟法第 61 条(2015 年民事訴訟法第 73 条が対応する)に反したのである。

監督審の公判において、ダナンに所在する高級検察院の代表は、ダナンに所在する高級裁判所裁判官委員会に対し、ダナンに所在する高級検察院長官による異議申立てを認容するよう申立てた。

裁判所の認定

[1]K 夫婦は、D・T 夫婦が P 県人民委員会により 2005 年 12 月 26 日付土地使用権証明書を発行された 4,924m²の土地を返還と請求することができるのかは、ダナンに所在する高級裁判所裁判官委員会は、次のように判断する。

[2]グイエン C・グイエンティ K 夫婦は、14 名の子を有し、グイエンヴァン D はその子の一人である。K と D・T 夫婦間において紛争となっている 4,924m²の土地(宅地の 300.5m²と農業土地の 4,624.9m²からなる)は、C・K 夫婦が生きている間に創立した 29,418.27m²の土地の一部である(1975 年前に、この土地の面積は、C 村の境界に属していたが、1975 年に H 村の境界に属し、1983 年から E 村に属することになった。現在はダックラック省 P 県 E 区である)。1978 年 10 月 2 日に、C・K 夫婦は、土地住宅の贈与書面を作成し、その内容は、息子である D に対し、面積が 5 サオーである東は L の土地、西はグイエンティ E の土地に、南はトゥオン民の土地に、北は国道第 14 号に接する土地の上に所在する面積が 4m x 12m である住宅を贈与することである。しかしながら、1982 年、1983 年にグイエンダン N とグイエンティ B は、右の 5 サオーの土地をすべて譲り受けた。K の陳述によれば、N・B への 5 サオーの土地の譲渡は、D により行なわれたのに対して、D はそれを認諾せず、C・K が土地の譲渡人であったとした。監督審裁判所は、D の陳述は、C・K から土地を 5 サオー購入し、C・K に対し代金を支払ったという N・B の陳述と合致し、また 1978 年に C・K は、D への土地住宅の贈与につき、手書きのの書面にしか署名しなかったため、法律上 C・K は、未だ当該土地の使用者である事実にも合う。

[3]1978年に手書きの書面によりDに対する贈与した土地の5サオーを譲渡した後に、1983年からC・K夫婦は、ドイツに定住するために出国した。残りの住宅と土地は、D・T夫婦が管理し、使用していた。監督審の審理合議体は、両親がドイツへ定住に行く前にN・Bに譲渡した5サオーの土地の代替として隣接の5サオーの土地を贈与してくれたというD・Tの陳述は、根拠のあると判断する。なぜかという、この陳述は、C・Kから土地を購入し、C・Kに対し代金を支払ったというN・Bの陳述と合致するためである。また、この陳述は、Kが、2005年10月15日付説明届け(届けは、グイエンヴァンDD、グイエンティE、証人たる近所の人であるグイエンヴァンH1の署名と地方の管轄機関の認証がある)に署名したという事実にも合致している。この届けは、1978年にK夫婦がDに対し土地住宅を贈与したが、これらの書面が喪失したため、Dが法律の規定に従い土地使用权登記を行うことができるためにこの届けに署名するという内容を認証するためのものである。

[4]他方で、D・T夫婦がP県人民委員会により2005年12月26日付土地使用权証明書を発行された4,924m²の面積の土地のうち、宅地は300.5m²しかなく(土地使用权証明書第AD 579302号、土地区画第9A号地図シート第58号)、残りの図シート第58号土地区画第9A号地に所在する4,624.9m²は、農業土地である(土地使用权証明書第AD 579313号)。1987年土地法第14条5項、1993年土地法第26条3項の定めるところにより、使用者が国の許可なしに6か月または12ヶ月を超えて土地を使用しない場合、国が土地を回収する。2003年土地法第38条11項及び2013年土地法第64条1項h号の定めるところにより、土地使用が土地に関する法令に違法するいくつかの場合において、国が土地を回収する。例えば、「一年生樹木栽培地が連続の12ヶ月期間に、多年生樹木の植林地が連続の18ヶ月期間に、植林地が連続の24ヶ月期間において使用されない」場合等である。監督審は、次のように判断した。以前、C・Kは4,624.9m²の農業地を使用していたが、彼らは外国へ定住に行い、長年間に渡り使用しなかったため、この農業土地は、国による回収される土地となった。D夫婦は、直接に使用し、毎年申告し、国家に税金を納め、2005年に国家により土地使用权証明書を発行された。そのために、当該土地に対し適法な使用权を有する。

[5]上記を踏まえて、監督審は、次のことを認定するために十分な根拠がある。C・K夫婦がドイツへ定住に行く前に、D・T夫婦に対し5サオーの土地を贈与した。これは、C・K夫婦が1978年にDに贈与したが、1982年、1983年にN、Bに譲渡した5サオーの土地を補うために贈与した土地であり、現在はD・T夫婦が土地使用权証明書を発行された。他方で、C・K夫婦は、長年間に渡り土地を使用しなかったため、この土地は国による回収される土地になったのに対して、D夫婦は、土地を使用し、申告し、国家に税金を納め、そして国家により土地使用权証明書を発行されたため、D・T夫婦は、当該土地に対し適法な使用权を有する。それ故に、ブオンマト

ット県人民裁判所による 2014 年 1 月 14 日付第一審判決第 98/2014/DS-ST 号及びダックラック省人民裁判所による 2016 年 1 月 11 日付第二審民事判決第 06/2016/DS-PT 号が、D・T に対する上記の土地の返還請求という K の提訴請求を認容しないことは、根拠があり、適法である。

[6]P 県人民裁判所により 2005 年 12 月 26 日付土地使用権証明書(土地区画第 9A 号地図シート第 58 号、面積が 300.5m²である宅地についての土地使用権証明書第 AD 579302 号、及び土地区画第 9A 号地図シート第 58 号、面積が 4,624.9m²である農業土地についての土地使用権証明書第 AD 579313 号)を発行された後、2009 年に、D・T は、ローンを借入るために、これらつき A 銀行に対し抵当権を設定した。D・T は期限どおりにローンを返済しなかったため、銀行が提訴した。ダックラック人民裁判所は、2011 年 6 月 17 日付当事者間の合意を認める決定第 47/2011/QĐST-KDTM で解決し、D・T 夫婦が銀行にローンを返済しなければならないとし、返済できない場合、銀行は、抵当権を設定した D 夫婦の土地の二つの使用権につき、販売する権利を有するとした。その後、上記の土地の使用権は、銀行に対する判決執行のために判決執行機関により競売された。落札者は H であり、2005 年民法第 138 条と第 258 条の定めるところにより、H は善意の第三者であり、K と D・T 夫婦間の紛争に関係なく上記の土地に対して適法な使用権を有することになる。

[7]上記を踏まえて、ダナンに所在する高級裁判所裁判官委員会は、ダックラック省人民裁判所による 2016 年 1 月 11 日付第二審民事判決第 06/2016/DS-PT 号に対するダナンに所在する高級検察院長官による 2017 年 2 月 7 日付監督審意義申立て第 11/2017/KN-DS-VC2 号が、根拠のないものであると認定し、それを認容せず、ダックラック省人民裁判所による 2016 年 1 月 11 日付第二審民事判決第 06/2016/DS-PT 号を維持すると決定する。

上記を踏まえて、

決定

2015 年民事訴訟法第 337 条第 1 項第 b 号、第 343 条第 1 項に基づき、決定：

1. ダナンに所在する高級検察院長官による 2017 年 2 月 7 日付監督審異議申立て第 11/2017/KN-DS-VC2 号をにんようせず、ダックラック省人民裁判所による 2016 年 1 月 11 日付第二審民事判決第 06/2016/DS-PT 号を維持する。

2. ダックラック省人民裁判所による 2016 年 1 月 11 日付第二審民事判決第 06/2016/DS-PT 号は引き続き有効である。

監督審決定は執行効力を有する。

判例の内容

「[4]他方で、D・T夫婦がP県人民委員会により2005年12月26日付土地使用権証明書を発行された4,924m²の面積の土地のうち、宅地は300.5m²しかなく(土地使用権証明書第AD 579302号、土地区画第9A号地図シート第58号)、残りの図シート第58号土地区画第9A号地に所在する4,624.9m²は、農業土地である(土地使用権証明書第AD 579313号)。1987年土地法第14条5項、1993年土地法第26条3項の定めるところにより、使用者が国の許可なしに6か月または12ヶ月を超えて土地を使用しない場合、国が土地を回収する。2003年土地法第38条11項及び2013年土地法第64条1項h号の定めるところにより、土地使用が土地に関する法令に違法するいくつかの場合において、国が土地を回収する。例えば、「一年生樹木栽培地が連続の12ヶ月期間に、多年生樹木の植林地が連続の18ヶ月期間に、植林地が連続の24ヶ月期間において使用されない」場合等である。監督審は、次のように判断した。以前、C・Kは4,624.9m²の農業地を使用していたが、彼らは外国へ定住に行い、長年間に渡り使用しなかったため、この農業土地は、国による回収される土地となった。D夫婦は、直接に使用し、毎年申告し、国家に税金を納め、2005年に国家により土地使用権証明書を発行された。そのために、当該土地に対し適法な使用权を有する。

[5] ... ブオンマトゥット県人民裁判所による2014年1月14日付第一審判決第98/2014/DS-ST号及びダックラック省人民裁判所による2016年1月11日付第二審民事判決第06/2016/DS-PT号が、D・Tに対する上記の土地の返還請求というKの提訴請求を認容しないことは、根拠があり、適法である。」